



花しょうぶ

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

6月の税務と労務

6月

(水無月) June

- 国 税 / 5月分源泉所得税の納付 6月10日
- 国 税 / 所得税の予定納税額の通知 6月15日
- 国 税 / 4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 6月30日
- 国 税 / 10月決算法人の中間申告 6月30日
- 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 6月30日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の納付
(第1期分) 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 健康保険・厚生年金保険賞与等支払届 6月30日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

支払後5日以内

労 務 / 児童手当現況届(市町村役場に提出)

6月30日



税金の扱いが異なる定額給付金と地域振興券 「定額給付金」は、所得税、個人住民税ともに非課税扱いです。これに対し平成11年に実施された「地域振興券」は、一時所得扱いでした。地域振興券の対象者は、若い世代の親など可処分所得の比較的低い層であるため、50万円の特別控除額により課税されることはほとんどないという理由からでした。

今年から6/1〜7/10に 変わっています 年度更新の 申告・納付の

労働保険（労災保険及び雇用保険）の保険料は、四月一日から三月三十一日までの一保険年度の概算保険料の確定額を申告し、過不足額を精算すると同時に翌年度の保険料額を概算額（平成二十一年度の賃金総額の見込額が、平成二十年度の確定賃金総額の二分の一以上二倍以下のときは平成二十年度の賃金総額で算定）で申告・納付するしくみを取っています。この一連の手続きが「年度更新」といわれるものです。

今年の年度更新から申告の時期が、従来の「四月一日〜五月二十日」が、「六月一日〜七月十日」に改正されるとともに今年度の労災保険率、雇用保険率、非業務災害率（千分の〇・八千分の〇・六）、労務費率、第二種特別加入保険料率、第三種特

別加入保険料率（千分の五分の四）の一部について改正が行われましたので注意すべきでしょう。

この作業にあたっては、次の事項を確認し、正確な賃金総額を算出します。特に役員等の報酬などを算定基礎額に算入して保険料を納付しても保険給付を受けられない場合がありますので、留意すべきでしょう。

参考までに申告書の金額等の確認用のチェックリストをページに掲げます。

(1) 賃金に算入できないもの

以下に掲げる賃金・諸手当は、賃金に算入しません。判断できない場合は、所轄労働基準監督署等に確認するとよいでしょう。

〔例示〕役員報酬、退職金、

結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、年功慰労金、勤続褒賞金、私傷病見舞金、解雇予告手当、出張旅費・宿泊費等実費弁償的なもの、休業補償費（労働基準法に基づくもの）、制服、会社が全額負担する生命保険の掛金、財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等

(2) 労災・雇用保険分の賃金総額が同額の場合

労災保険及び雇用保険分の賃金総額（保険料算定基礎額）が同額の場合は、労働保険料（労災＋雇用）欄を使用し、労災保険分と雇用保険分を各々計算する必要はありません。

パートタイマーやアルバイトなど雇用保険に加入していない労働者については、労災保険の保険料のみ納付すれば足りります。

(3) 高齢労働者

高齢労働者（保険年度の初日（四月一日）において、満六四歳以上の人）の雇用保険料は、被保険者及び事業主負担分ともに免除となります。

(4) 特別加入の事業主

労災保険に特別加入している事業主の場合は、あらかじめ決定された保険料算定基礎額を賃金とみなして、労働者の賃金と合算します。

(5) 保険料を納めすぎた場合

事業の縮小等により保険料を納めすぎた場合（平成二十年度に支払った概算保険料で確定保険料を精算後も充当額が出る場合）は、平成二十一年度の概算保険料に充当（一期末、二期末、三期末に充当後も充当額がある場合は、一般拠出金に充当）し、それでも平成二十年度に支払った概算保険料の額が残っている場合などは保険料が還付されますので、「労働保険料還付請求書」を提出します。

《金額確認用のチェックリスト》

常時使用労働者数 *1	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの各月の末日(または賃金締切日)における労働者数の合計数をこの間の月数で割った数を記入していますか。 その中にパート、アルバイト等すべての労働者(就業の形態、期間の長短を問わない)を含めていますか。 引き続き長期欠勤している人を含めていますか。	
雇用保険被保険者数 *1	平成20年度中の1カ月平均の被保険者数を記入していますか。 引き続き長期欠勤している人を含めていますか。 パート、アルバイト等被保険者でない人を除いていますか。	
免除対象高年齢労働者数	平成20年4月1日時点で満64歳以上の人(年度の途中で64歳以上となった人は除く)を記入していますか。	
保険料算定の基礎となる賃金	賃金に退職金、結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、私傷病見舞金、解雇予告手当、出張旅費・宿泊費等実費弁償的なもの、制服などは含まれていませんか。 賃金の中に賞与や交通費を含めていますか。	
労災保険の保険料算定基礎となる賃金	法人の取締役、理事、無限責任社員などであって、法令や定款等により業務執行権がない人については、現実に業務執行権を有する取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を支払っている人の給与部分だけを算入していますか。 賃金、諸手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として支払うすべての賃金(社会保険料、税金等を控除する前の支払総額)が含まれていますか。 2以上の適用事業所で働く人の賃金を含めていますか。 監査役及び監事であって、一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している人の賃金を含めていますか。	
雇用保険の保険料算定の基礎となる賃金	被保険者の賃金、諸手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として支払うすべての賃金(社会保険料、税金等を控除する前の支払総額)が含まれていますか。 2以上の適用事業所で働いている人がいる場合、賃金の多い方の会社で計上していますか。 取締役であって部長、支店長、工場長などについては、労働者としての性格が強く、しかも雇用関係があると認められ、報酬も同じように支払っている被保険者に係る給与分(役員報酬部分は除く)を記入していますか。 社員として事業主との間に明確な雇用関係があると認められる名目的な監査役に係る賃金を、算定対象の賃金に含めていますか。 代表取締役の役員報酬は除いていますか。	
高年齢労働者の保険料免除の基礎となる賃金	平成20年4月1日時点で満64歳以上の人の賃金の総額が含まれていますか。 年度途中で満64歳になった人の賃金は含まれていませんか(翌年から免除となります)。	
概算保険料算定内訳	算出された保険料額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てていますか。 平成21年度の賃金総額の見込額が、平成20年度の確定賃金総額の1/2以上2倍以下の範囲内にあるときは、平成20年度の賃金総額を記入していますか。	
延納の申請 *2	保険料を3回に分けて納付することを希望する場合は「3」と、分割納付を希望しない場合は「1」と記入していますか。	
差引額	(イ) 充当額、(ロ) 還付額、(ハ) 不足額のいずれかに該当する欄に正しく金額を記入していますか。	
加入している労働保険	4月1日時点で保険関係が成立している労働保険の種類(労災保険と雇用保険の両保険が成立している場合は両方)を で囲みましたか。	
特掲事業	建設、清酒の製造、農林畜産等の事業(特掲事業)に該当するか否かを で囲みましたか。	
事業または作業の種類	できる限り事業の内容を具体的に記入していますか。	
氏名	申告書の「事業主」欄に代表者印が押印されていますか。	

*1 小数点以下の端数は切り捨てます。

*2 平成21年度の概算保険料の額が40万円(労災保険または雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している事業は20万円)以上ある場合等に延納申請ができます。3等分した額に端数が生じたときは、第1期分に加算します。

最低賃金

最低賃金は、原則として、常用労働者、パート労働者、アルバイト等を問わず事業場で働くすべての労働者に適用されます。ただし、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い人、試用期間中の人、認定職業訓練を受けている人のうち省令で定める人、軽易な業務に従事する人、断続的労働に従事する人であって、都道府県労働局長の許可を受けたときには、一定額を減額できる特例が設けられています。

最低賃金は時間額で定められていますので、時間給はその額ですが、月給制の場合は、時間給に換算しなければなりません。

この場合、最低賃金の対象となるのは、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られ、一般的には毎月の賃金のうち、基本給と次のものを除いた手当が該当します。

臨時に支払う賃金、1カ月を超える期間ごとに支払う賃金、時間外手当、休日出勤手当、深夜手当などの割増賃金、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

たとえば、東京の会社に勤務している人の年間所定労働日数を258日、1日の所定労働時間8時間、1カ月の給料を13万円とした場合は、次のように計算します。

時間給は、月給を年間の1カ月平均所定労働時間数で割った額から求めます。

月給(130,000円) ÷ (1日の所定労働時間 × 年間の労働日数 ÷ 12)

$130,000円 ÷ (8時間 × 258日 ÷ 12)$
755円

したがって、東京都の最低賃金である766円(平成20年度価額)未満ですので、時間給を766円まで引き上げるか労働時間を短縮する等の方法を講じる必要があります。

ちなみに、地域型最低賃金に違反したときには、50万円以下の罰金が科されます。

外国人雇用状況の届出

外国人労働者(特別永住者、外交・公用の場合を除く)の雇入れまたは離職に際しては、所轄ハローワークへ外国人雇用状況の届出をしなければなりません。

届出は、被保険者である場合は、雇入れの際に「資格取得届」、離職の際は「資格喪失届」の各備考欄に、「在留資格、在留期限、国籍等を記載して、

法定期限()の場合は雇入れ日の翌月一〇日、()の場合は離職に提出すれば足りません。

被保険者でない場合は、第3号様式(ハローワークまたはネットでのダウンロードで入手できます)に氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して、雇入れの場合は雇入れ日の翌月末日、離職の場合は離職日の翌月末日までに届け出ます。

高等技能訓練促進費等事業

就業または育児と修業の両立が困難であると認められる母子家庭の母が、看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を目指して養成機関に通っている期間中の生活費の一部を補てんするために高等技能訓練促進費等事業(高等技能訓練促進費と 入学支援修了一時金)が実施されています。

高等技能訓練促進費

看護師等の資格の取得をめざしている期間中の生活の不安を解消等するための事業で、養成機関で2年以上修業する場合(対象資格の取得が見込まれること)に支給されます。

入学支援修了一時金

養成機関で修業期間が終了したときに一時金として5万円が支給されます。

問い合わせ先は、各都道府県等の児童(母子家庭)福祉主管課です。